

第一一六回

参第七号

通行税法（案）

（納税義務者）

第一条 汽車、電車、乗合自動車、船舶(ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟その他政令で定めるものを除く。以下同じ。)及び航空機の乗客は、この法律により、通行税を納める義務がある。

（課税標準及び税率）

第二条 通行税の課税標準は、汽車、電車、乗合自動車、船舶(以下「汽車等」という。)及び航空機の旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等(特別車両料金その他客室の特別の設備の利用についての料金であって政令で定めるものをいう。以下同じ。)とし、その税率は、百分の五とする。

（非課税）

第三条 次に掲げる者は、第一条の規定にかかわらず、通行税を納める義務がない。ただし、第一号又は第二号に掲げる者が支払う寝台料金(一般の乗客が通常利用する寝台に係る料金として政令で定めるものを除く。)又は特別車両料金等に係る通行税並びに第三号又は第四号に掲げる者(汽車等の二等の乗客及び船舶の一等の乗客を除く。)が支払うこの法律の施行地内にある停車船場(飛行場を含む。以下同じ。)間の旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等及び第三号又は第四号に掲げる者が汽車等の二等の乗客又は船舶の一等の乗客として支払うこの法律の施行地内にある停車船場間の寝台料金(一般の乗客が通常利用する寝台に係る料金として政令で定めるものを除く。)又は特別車両料金等に係る通行税については、この限りでない。

- 一 汽車等の二等の乗客(第三号及び第四号に掲げる者を除く。)
- 二 船舶の一等の乗客(第三号及び第四号に掲げる者を除く。)
- 三 この法律の施行地外からこの法律の施行地内に来る乗客
- 四 この法律の施行地内からこの法律の施行地外に行く乗客
(等級区分)

第四条 汽車等で普通の旅客運賃として政令で定める旅客運賃(次項において「普通旅客運賃」という。)につき上下の区分を設けないものについては、二等の等級を定めたものとみなして、前条の規定を適用する。

2 汽車等で普通旅客運賃につき上下の区分を設けるものについては、それぞれの運賃に対応する等級は、これらに付せられた名称のいかんを問わず、次の各号の区分に応じ当該各号に定める等級とみなして、前条の規定を適用する。

一 最低の運賃及び最低の運賃の百分の百五十未満の運賃に対応する等級 二等

二 最低の運賃の百分の百五十以上百分の三百未満の運賃に対応する等級 一等

三 最低の運賃の百分の三百以上の運賃に対応する等級 一等及び二等以外の等級

(徴収等)

第五条 通行税は、汽車等又は航空機により旅客を運送する事業を営む者(以下「旅客運送事業者」という。)が、旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等の領収の際に徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、国に納付しなければならない。ただし、連絡運輸の場合における通行税の納付については、政令で定めるところによる。

(強制徴収)

第六条 旅客運送事業者が、前条の規定により徴収して納付すべき通行税を納付しなかったときは、当該旅客運送事業者の納税地を所轄する税務署長は、その通行税を当該旅客運送事業者から徴収する。

(納税地)

第七条 通行税の納税地は、旅客運送事業者の営業所の所在地とする。ただし、旅客運送事業者の営業所が二以上ある場合において、当該旅客運送事業者の営業所の所在地を所轄する国税局長(当該旅客運送事業者の営業所のうちにその所在地が承認を受けようとする場所を所轄する国税局長の管轄区域以外の地域にあるものがある場合には、国税庁長官)の承認を受けたときは、その承認を受けた場所とする。

(営業の開廃等の申告等)

第八条 汽車等若しくは航空機により旅客を運送する事業で政令で定めるもの(以下「特定旅客運送事業」という。)を営もうとする者又は特定旅客運送事業を営む者に代わって乗車船券(航空機搭乗券を含む。以下同じ。)を販売しようとする者は、その営業所ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該営業所の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。特定旅客運送事業を営む者又は特定旅客運送事業

を営む者に代わって乗車船券を販売する者(以下「特定旅客運送事業者等」という。)が、その営業を廃止し、又は休止しようとする場合も、同様とする。

2 特定旅客運送事業者等は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を同項に規定する税務署長に申告しなければならない。

3 特定旅客運送事業者等の営業所の所在地を所轄する税務署長は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該特定旅客運送事業者等に対し、その業務に関し報告を求めることができる。

(記帳義務)

第九条 特定旅客運送事業者等は、政令で定めるところにより、その業務に関する事項を帳簿に記載しなければならない。

(当該職員の質問検査権)

第十条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員(以下「当該職員」という。)は、通行税に関する調査について必要な範囲内で、特定旅客運送事業者等に対し質問し、又はその業務に関する帳簿書類その他の物件を

検査することができる。

- 2 当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十一条 第五条の規定により徴収して納付すべき通行税を納付しなかつた者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の納付しなかつた通行税に相当する金額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、百万円を超えその納付しなかつた通行税に相当する金額以下とすることができる。

第十二条 第五条の規定により徴収すべき通行税を徴収しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、当該通行税について前条の規定に該当するに至つたときは、同条の例による。

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第八条第一項又は第二項の規定による申告を怠り、又は偽つた者

二 第九条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三 第十条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十一条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行し、同日以後に領収する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等(同日前に行った汽車等又は航空機による役務の提供に係る対価として領収するものを除く。)に係る通行税について適用する。

(営業の開廃等の申告等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特定旅客運送事業を営んでいる者又は特定旅客運送事業を営む者に代わ

って乗車船券を販売している者は、平成二年四月三十日までに、その営業所ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該営業所の所在地を所轄する税務署長に申告しなければならない。

2 前項の規定による申告をした者は、この法律の施行の日において第八条第一項前段の規定による申告をした者とみなす。

3 第一項の規定による申告を怠り、又は偽った者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(通行税の納付の方法に関する特例)

第三条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社が第五条の規定により徴収する通行税の納付の方法については、当分の間、同条本文の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。ただし、その納付期限は、その徴収の日の属する月の翌々月の末日を超えてはならない。

(議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「特別船室料金」の下に「(これらのものに係る通行税を含む。)」を加える。

- 一 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)第五条
- 二 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第二十一条第二項
- 三 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)第三条第二項

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第五条 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項各号列記以外の部分中「特別車両料金」の下に「(これらのものに係る通行税を含む。)」を加える。

第十七条第一項各号列記以外の部分中「特別船室料金」の下に「(これらのものに係る通行税を含む。)」を加える。

(税理士法の一部改正)

第六条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「印紙税」を「通行税、印紙税」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)」の下に「、通行税法(平成元年法律第 号)」を加える。

第六条及び第七条を次のように改める。

(通行税法の特例)

第六条 合衆国軍隊の構成員が、合衆国軍隊の用務を遂行するため通行税法第二条に規定する汽車等の乗客となる場合において、合衆国軍隊の権限ある官憲の発給する当該用務の証明書の提示があつたときは、当該構成員については、通行税を課さない。

第七条 削除

(会社更生法の一部改正)

第八条 会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の一部を次のように改正する。

第百十九条中「所得税」の下に「、通行税」を加える。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第九条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)」の下に「、通行税法(平成元年法律第 号)」を加える。

第三条第一項中「相続税法」の下に「、通行税法」を加える。

(国税通則法の一部改正)

第十条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び有価証券取引税法」を「、有価証券取引税法」に改め、「有価証券取引税」の下に「及び通行税」を加える。

第十五条第二項中「第九号まで及び第十一号から」を削り、同項第十号を次のように改める。

十 通行税運賃又は料金の領収の時

理 由

消費税法の廃止に伴い必要となる財源の確保に資するため、通行税の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。